

## 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 当金庫では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当金庫の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当金庫の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

### 手数料など諸費用について

- ・ 有価証券や金銭のお預かりについては、手数料を頂戴しません。

### この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### 金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当金庫では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当金庫の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当金庫の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

### 当金庫が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当金庫が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当金庫では、投資信託の場合は投信取引口座を、債券の場合は債券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

### この契約の終了事由

当金庫の「碧海信用金庫投信取引約款」、「振替決済口座管理規定」、「へきしん保護預り規定（国債証券等）」、「へきしん一般債振替決済口座管理規定」に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約のお申し出があった場合
- お客さまについて相続の開始があったとき
- やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

(2025年6月13日)

## 当金庫の概要

商号等 碧海信用金庫 登録金融機関 東海財務局長（登金）第66号  
本店所在地 〒446-8686 愛知県安城市御幸本町15番1号  
連絡先 0120-552-773 又はお取引のある本支店にご連絡ください。  
加入協会 日本証券業協会

### 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置 本商品の苦情等は、①当金庫営業日に、お取引のある支店もしくはお客様相談グループ（9時～17時、電話：0120-834-587）、②上記加入協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」（電話：0120-64-5005）へまでお申し出ください。

紛争解決措置 ①上記加入協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた ADR FINMAC、②愛知県弁護士会（電話：052-203-1777、西三河支部 0564-54-9449）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の紛争解決センター等をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談グループもしくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へまでお申し出ください。また、お客さまから ADR FINMAC や各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、上記東京の弁護士会の場合は、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会において調停を行うこともでき、例えば、テレビ会議システム等を用いて東京の弁護士会と共同で行う方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。詳しくは、上記東京の弁護士会、お客様相談グループもしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

出資金 11億円  
主な事業 信用金庫業  
設立年月 昭和25年10月